

(A) 基本指数…複数の要件に該当する場合は、最も指数が高い認定事由を適用

保育必要量の認定事由	基準	指数	父	母
就労 (※1)	週40時間以上(月160時間以上)	40		
	週35時間以上40時間未満(月140時間以上)	35		
	週30時間以上35時間未満(月120時間以上)	30		
	週25時間以上30時間未満(月100時間以上)	25		
	週20時間以上25時間未満(月80時間以上)	20		
	就労している(上記以外)	15		
妊娠・出産	産前産後各8週間(概ね2か月)の期間である	20		
疾病・障害	入院又はそれと同等程度の治療や安静を要する	40		
	介護保険施設、障害者施設に入所している	40		
	寝たきりである	40		
	要介護3以上又は障害支援区分4以上の判定を受けている	40		
	要支援2・要介護1・2又は障害支援区分2・3の判定を受けている	35		
	要支援1又は障害支援区分1の判定を受けている	25		
	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている	40		
	身体障害者手帳3級の交付を受けている	35		
	身体障害者手帳4級の交付を受けている	25		
	身体障害者手帳5・6級の交付を受けている	20		
	療育手帳A判定の交付を受けている	40		
	療育手帳B判定の交付を受けている	35		
	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている	40		
	精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている	35		
	精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	25		
	障害又は傷病により、保育困難である(上記以外)	15		
介護・看護	要介護3以上又は障害支援区分4以上の親族を介護又は看護している	35		
	要支援2、要介護1・2又は障害支援区分2・3の親族を介護又は看護している	20		
	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35		
	身体障害者手帳3級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20		
	療育手帳A判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	35		
	療育手帳B判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	20		
	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35		
	精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20		
	介護・看護をしている(上記以外)	10		
災害復旧	災害復旧に当たっている	50		
求職活動	求職活動中、起業準備中(インターン含む)	5		
就学・職業訓練	週40時間以上(月160時間以上)	35		
	週35時間以上40時間未満(月140時間以上)	30		
	週30時間以上35時間未満(月120時間以上)	25		
	週25時間以上30時間未満(月100時間以上)	20		
	週20時間以上25時間未満(月80時間以上)	15		
	就学・職業訓練をしている(上記以外)(内定含む)	10		
その他(※2)	虐待又はDVのおそれがあるなど、社会的養護が必要であると認められる	**		
		(A) 基本指数		

※1 就労時間には休憩時間を含む

※2 当該児童や世帯の状況に応じて保育の必要性を判断する
社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む

(B) 調整指数…該当するものを全て合計

番号	項目	内容	指数	世帯
1	保護者の就労状況 (※1)	保護者のいずれかが保育士資格を有し精華町内の保育施設に勤務中(勤務予定)	8	
2		保護者のいずれかが保育士資格を有し精華町外の保育施設に勤務中(勤務予定)	4	
3		保護者のいずれかが、保育士以外の資格職(保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、社会福祉士等)として、精華町内の保育施設に勤務中または精華町の子ども・子育て支援に関する業務に従事中(勤務予定)	6	
4		育児休業からの復帰	7	
5	保護者の心身の状況 (※2)	保護者のいずれかが次のいずれかに該当する(要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級)	5	
6		保護者のいずれかが次のいずれかに該当する(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)	2	
7	世帯の状況 6, 7は重複不可 8, 9は重複不可 ※重複する場合は、 点数の高い方を適用	小学校入学前児童が3人以上いる	2	
8		小学校6年生以下の児童が3人以上いる	1	
9		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く)がいる(要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級)	2	
10		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く)がいる(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)	1	
11		ひとり親世帯	8	
12		生活保護世帯(就労による自立支援につながると認められる場合など)、生計中心者が失業して求職中	5	
13		保育可能な65歳未満の同居の親族(祖父母を含む)がいる	-1	
14		申込児童が次のいずれかに該当する(身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)	5	
15		申込児童が次のいずれかに該当する(身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級)	2	
16	申込児童の状況 15, 16は重複不可	多胎児である	3	
17		多胎児を除き、きょうだいが同時に同一の保育施設を希望している場合又はきょうだいが既に保育施設に入所しており、申込児童が同一の保育施設・事業所の利用を希望する場合	5	
18	連携施設への入所	現在、小規模保育事業所等に入所しており、当該連携施設への入所を第1希望としている	10	
19	転園希望	現在、保育施設(町外及び認可外含む)に入所中で、就学予定の学区の保育施設に転園を希望している	1	
			(B) 調整指数	

※1 育児休業からの復帰には、自営業で育児休業制度の利用が困難である等の理由で、育児に伴って休業する保護者も含む

※2 要保育要件が「疾病・障害」の場合を除く

基本指数と調整指数の合計点数が低い方の保護者を児童の点数として、保育施設ごとに、合計点数が高い児童から順に、利用調整を行います。

■同指数になった場合の優先順位

- 1 ひとり親世帯
- 2 基準とする保護者の基本点数の高い世帯
- 3 きょうだいが同じ保育施設に同時通所となる世帯
- 4 養育している小学校入学前児童の人数が多い世帯
- 5 保育可能な親族がいない世帯
- 6 保育士資格を有し、保育施設に勤務中(勤務予定)の世帯員がいる世帯
- 7 利用者負担額(保育料)の滞納がない世帯